

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 31 号）については、本日付けで公布されたところである。（別紙）

この省令の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう御配意願いたい。

記

1 省令の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行及び平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、以下の内容について所要の改正を行うもの。

2 主な内容

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）の一部改正

（1）重度障害者等包括支援関係

重度障害者等包括支援の対象に、就労定着支援及び自立生活援助を加えることとしたこと。

（2）自立訓練関係

自立訓練を、障害種別関係なく利用可能なものとしたこと。

（3）就労移行支援関係

就労移行支援を、65 歳未満の障害者又は 65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）が利用可能なものとしたこと。

（4）継続サービス利用支援関係

継続サービス利用支援を行う標準期間を、次のとおり改めたこと。

① 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、

自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助を利用する者又は 65 歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者

⇒ 6 か月ごとを 3 か月ごとに短縮した。

- ② 療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援（以下「療養介護等」という。）を利用する者、療養介護等を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者（①に該当する者を除く。）又は地域移行支援を利用する者

⇒ 1 年ごとを 6 か月ごとに短縮した。

(5) 指定の申請等関係

指定就労定着支援及び指定自立生活援助の指定の申請等に必要な事項を定めたこと。

(6) 障害福祉サービスの事業等を廃止する場合等の届出事項等関係

障害福祉サービスの事業等を廃止する場合等の届出事項等を次のとおり明確化したこと。

- ① 現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置
② 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名等及び引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
③ 引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等を提供する他の事業者名

(7) 補装具関係

補装具について、借受けによることが適当であると認める場合を以下のとおり定めたこと。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

二 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）の一部改正

(1) 居宅訪問型児童発達支援関係

指定居宅訪問型児童発達支援の指定の申請等に必要な事項を定めたこと。

(2) 指定通所支援の事業等を廃止する場合等などの届出事項等関係

障害福祉サービス等と同様に、指定通所支援の事業等を廃止する場合の届出事項等を明確化したこと。

三 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）の一部改正

障害福祉サービス等に係る記録の保存等について、電磁的記録によることを可能とするため所要の改正を行ったこと。

四 その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

3 施行期日等

平成 30 年 4 月 1 日。なお、所用の経過措置を規定した。